

蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いの違いを認め合い、誰もが社会のあらゆる分野に参画し、希望に沿った生き方を選択できる社会及び多様な個性を生かした魅力のあるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（3親等内の者に限る。）その他市長が適当と認める者（以下、「近親者等」という。）を含め、家族であることを約束した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある二者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有し、又は宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) パートナーシップにある当事者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係（当事者同士がパートナーシップに基づく養子縁組をしている、又はしていたことにより、当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。
- (5) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、当該宣誓に係る近親者等とファミリーシップがあること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする二者は、次に掲げる方法により宣誓を行うものとする。

- (1) 宣誓をしようとする二者が、共に市職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出することにより宣誓する方法
 - (2) 宣誓をしようとする二者が、自ら記入した宣誓書をあらかじめ郵送等により市長に提出し、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法を用いた市職員との通話により宣誓する方法
- 2 宣誓をしようとする者が、心身の故障その他の理由により自ら記入することができない場合は、宣誓書を他の者に代筆させることができるものとする。
- 3 宣誓書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 市内に住所を有する者にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類。ただし、当該者は、宣誓の日から3か月以内に、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。
 - (3) 戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証する書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (4) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 戸籍謄本等の近親者等である事実を確認できる書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、前3号の書類で当該事実を確認できる場合は、この限りでない。
 - イ 宣誓日時点において15歳以上の近親者等にあつては、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る近親者等の同意書（第2号様式。以下「同意書」という。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前項の規定により宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券

- (3) 運転免許証
 - (4) 在留カード
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 5 宣誓書により、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、宣誓をしようとする者は、第3項第1号又は第2号の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略することができる。
- 6 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、社会生活上において氏名以外の呼称を通称名として通用している場合には、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、当該通称名を使用していることが確認できる書類を、前条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(宣誓書受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（第3号様式）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（第4号様式）（以下これらを「宣誓書受領証等」という。）を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損等の事情により当該宣誓書受領証等の再交付を受けようとするときは、第9条各号のいずれかに該当する場合を除き、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、宣誓書受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により宣誓書受領証等の再交付を受ける場合にあっては、再交付申請書に当該宣誓書受領証等を添え

なければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、宣誓書受領証等を再交付するものとする。

(宣誓書内容変更の届出)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（第6号様式。以下「内容変更届」という。）を、交付済みの宣誓書受領証等と共に市長に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の提出を要しない。

(1) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。

(2) 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき。

(3) 新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

(4) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号に該当するときは、戸籍抄本（当該改姓又は改名後のものであって、内容変更届の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）又は当該通称名を使用していることが確認できる書類

(2) 前項第2号に該当するときは、転居をした宣誓者の住民票の写し（内容変更届の提出以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、変更後の住所を確認するための住民票基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、省略することができる。

(3) 前項第3号に該当するときは、戸籍謄本等の近親者等である事実を確認できる書類（内容変更届の提出以前3か月以内に発行されたものに限る。）及び当該近親者等の同意書（15歳以上の近親者等に限る。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第4条第4項の規定は、第1項の場合について準用する。

4 市長は、内容変更届の提出を受けたとき（第1項第2号に該当する場合を除く。）は、当該変更を行った宣誓書受領証等を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・フ

ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（第7号様式）を市長に提出し、宣誓書受領証等を返還しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の返還を要しない。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条第2号又は第3号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（宣誓の無効）

第10条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により宣誓書受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は宣誓書受領証等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓を無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めるものとする。

（自治体間連携による手続き）

第11条 市長は、市とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入する自治体（以下これらを「連携自治体」という。）から市内に転入した二者が、連携自治体からパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る受領証等（以下「連携自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、市内転入後も当該パートナーシップ・ファミリーシップを継続しようとするときは、宣誓書受領証等を交付することができる。この場合において、宣誓の日は、連携自治体における宣誓の日を引き継ぐものとする。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告書（第8号様式。以下「申告書」という。）
- (2) 連携自治体受領証等
- (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告書を提出する日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

3 申告書により、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、転入宣誓者は、前項第3号の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略することができる。

4 市長は、第2項の規定による書類の提出があった場合は、パートナーシップ・

ファミリーシップ宣誓申告に係る通知書（第9号様式）により、受領証等交付の事実を、転入宣誓者の転出元である連携自治体に通知するものとする。この場合において、当該連携自治体が協定を締結している自治体であるときは、転入宣誓者から提出のあった連携自治体受領証等を当該連携自治体に返還するものとする。

5 市から転出した宣誓者（以下「転出宣誓者」という。）が、連携自治体においてパートナーシップ・ファミリーシップに係る手続を行い、転入先である連携自治体から前項の規定に類する通知があった場合は、第9条の届出を省略することができる。

6 前各項に規定する手続については、転入宣誓者及び転出宣誓者の同意を得ている場合に限り実施するものとする。

7 第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、第2項の申告書を提出する場合に準用する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により行われた宣誓は、改正後の蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により行われた宣誓とみなす。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。